

茨城町お試し移住体験住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城町（以下「町」という。）への移住・定住を促進するため、移住希望者が茨城町の風土や日常生活を体験するために居住する住宅を提供する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町外に住所を有する者で、町への移住（転勤又は婚姻による転入予定者を除く。）を検討している者をいう。

(2) お試し移住体験住宅（以下「お試し住宅」という。） 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備え、茨城町交流・定住促進協議会（以下「協議会」という。）が移住希望者に貸し付ける住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
茨城町お試し住宅	茨城町下石崎 1562-5

(借受資格)

第4条 お試し住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住希望者であること。

(2) お試し住宅の貸付料等を支払う能力を有する者であること。

(3) 移住希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者が、茨城町暴力団排除条例（平成24年茨城町条例第1号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

(4) お試し住宅の維持管理を適切に実施できる者であること。

(5) お試し住宅の借受期間の日数（同居人として利用した日数を含む。）が次条に規定する貸付期間に達しない者であること。

(貸付期間)

第5条 お試し住宅の貸付期間は、一の年度において7日以上60日以内とする。ただし、茨城町交流・定住促進協議会長（以下「会長」という。）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(お試し住宅の借受申込み)

第6条 お試し住宅を借り受けようとする者は、茨城町お試し住宅借受申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に申込みものとする。

(1) 身分を証する書類の写し（氏名、住所及び生年月日の記載があるもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(貸付決定)

第7条 会長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨城町お試し住宅貸付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 会長は、お試し住宅を貸付けする場合において、条件を付することができる。

3 会長は、第1項の規定にかかわらず、お試し住宅を借り受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けないことができる。

- (1) この要綱の趣旨に反して借り受けるものと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 第4条に規定する借受資格を満たさないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第8条 お試し住宅の貸付けの通知を受けた者及び会長は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物貸借契約を締結するものとする。

2 会長は、前項の規定により契約を締結した相手方（以下「借受者」という。）に対し、法第38条第2項の規定により、契約の更新がない旨を記載した書面を交付して説明するものとする。

(貸付料等)

第9条 お試し住宅の貸付料は、次の表のとおりとする。

区分	期間	金額	備考
貸付料	初日から7日目まで	14,000円/期間	消費税及び地方消費税を含む。
	8日目以降	2,000円/日	

(注) 上記以外の灯油代、飲食費、寝具費、日常生活に係る消耗品、交通費等は、借受者が直接負担する。ただし、貸付決定後、お試し住宅の損傷等により、貸付が中止等になった場合にも、協議会はこれらの費用を補償しない。

2 貸付料等は、前条に規定する定期建物貸借契約の締結時に支払わなければならない。

3 既納の貸付料等は、還付しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第10条 借受者は、お試し住宅の使用について、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 外出及び就寝するときに施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備え付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
- (5) 草刈り、除雪等お試し住宅を適正に管理すること。

- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
 - (7) 退去する際は、室内を清掃し、速やかにお試し住宅の鍵を会長に返却すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用に関し、会長が必要と認めること。
- (制限行為)

第11条 借受者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) お試し住宅の貸付決定において認めた同居人以外の者を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (3) 興業の用に供するために使用すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

2 会長は、前項の規定に違反した者に対しては、直ちにお試し住宅から退去を命ずることができる。

(明渡し)

第12条 借受者は、お試し住宅の貸借期間が終了したときは、会長と協議の上、通常の利用により生じた損耗を除き、お試し住宅を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の規定により明け渡すときは、あらかじめ当該明け渡す日を会長に申し出なければならない。

(立入り)

第13条 会長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他のお試し住宅を管理するために必要があると認めるときは、借受者の承諾を得て、お試し住宅に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第14条 借受者は、故意若しくは過失によりお試し住宅を損傷し、又は滅失したときは、直ちに会長に報告しなければならない。この場合において、借受者は、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 協議会は、お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅で発生した事故の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。